



注1 単に「障害者」と記載してある場合は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を含む。

2 ①、②、③、④、㉓及び㉔(※通訳介助員の派遣は除く)で、予算上の「障害者の明るいくらし促進事業」を構成。

3 以上の他、当協会が事務局となっている「市町村身体障害者相談員連絡協議会」としての事業等がある。

4 当協会単独実施事業は、共同募金会からの分配金、正会員・賛助会員費、寄付金収入及び受託料(県の広報誌の点字版作成料等)や研修参加料などで賄っている。